

德芳樓書卷之九

出羽國風土記卷之九

出羽國風土記卷之九

目錄

秋田郡

秋田郡

大八幡宮

天德寺

男鹿島

雄勝郡

下郷白館

阿良波之岐權現

秋田城

古川五輪現

福荷大明神

湊附城

古館

湯淺城

愛宕社

同新田

日吉社

磐戸大明神

太神宮

赤上神社

神明宮

正一位三輪社

平鹿郡

横手城

沼鏡

八幡宮

保呂波山 波宇志別神社

勝田大明神

御嶽山 塩湯彦神社

明澤嶽

劔八幡宮

丈八幡宮

金花山八幡宮

鉢位山

大幡宮

仙北郡

角鏡

金沢古城

八幡宮

諏訪大明神

熊野神社

神宮寺八幡宮

刈和野鏡

駒嶽

山本郡

能代 古城

十二所

檜山鏡

副川神社

安隆寺

山羽國風土圖書記卷之九

一秋田郡



河邊郡の東北より一して東に太平山といふ有
 け山の後より北小當りて山本郡あり太平
 山より秋田郡中へ流出る川あり此出川と
 いふ川下ハ海なり河史を見らに上古ハ
 田或飽田或秋田大書り出羽の國号未出以
 前の大郡よりして東北は稱一陸奥と一
 あり一と見へたり河史を以て地利を案
 じらに河邊郡利飽海出ハ上古ハ出羽の内



なるべし一上右は辺又穀なる一蝦夷漸王化
よちれて始て水田を爲す稲を植ふる所も
あま田たあいな田たいふ名ハ出しよや靫或
飽或秋の字を書くるハ和訓のいふと横音
色まををひて書くるなるべしおし飽
をあまといふい焼錐をやい雅振といふ
事考の事之本ハ一子村の名と見へたり後
日本紀十一之巻天平五年聖武十二月己未
系下に出羽柵遷置於秋田村高清水岡
云々今之雨詳なること出羽の事ハ中一之巻

よ記し傳れを略之郡中々村言ふ亦未考
産物ハ紫根干蕨をり一靫根弘獨半鮑
昆布鱧皮

日本書紀曰 齊明天皇三代四年夏四月阿
倍臣藥船師一百八十艘伐蝦夷靫田淳代
二郡蝦夷望怖乞降於是勒軍陣船於靫田
浦靫田蝦夷恩荷進而誓曰不爲官軍故持
弓矢但奴等性食肉故持若爲官軍以儲弓
矢靫田浦神知矣將清白心仕官朝矣仍授
恩荷以小乙上定淳代津輕二郡郡領遂於

有者間、濱、召、聚、渡、嶋、蝦夷等、大饗而歸。

淳代ハ今の能代ナリ但今ハ山本郡の内ヨ
シテ郡名ヨハあつた蝦夷思荷の事小麻古
楯のトヨ江モ新田浦祚今詳ナクモ考
ハ才五ノ巻政所の下ヨ記一傳レハ略之小
乙上ハ官名ヨシテ三十七代 孝徳天皇
五十年春二月制セテをのふ冠拾九階の内
ナリ、津恒津恒今も陸奥ノ属一五十四郡
の内ナリ郡領ハ郡目と同一大領あり小
領あり有る漢末考渡碓の事ハ才七ノ巻

よ記も大嘗の事も別巻よ記一傳レハ是
を略シ

同秋七月淳代郡大領沙尼具那小乙下少
領宇婆左建武勇健者二人位一階畧同五
年春正月是月遣阿倍臣率船師一百八十
艘討蝦夷国阿倍臣蔭集飽田淳代二郡蝦
蟻二百四十一人其虜三十一人津輕郡蝦
夷一百十二人其虜四人瞻振鉏蝦夷二十
人於一所而大饗賜録
大少領の領ハ佐々を限トシテ是月の領ハ

と同交代あり。職ありあはれん今いけ職を
和事始曰昔ハ日本國毎郡大領小領といふ
官あり是を郡司といふ職負令子見へり
今位吉おに大領を家ノ祿号とせり人あり
古の大領より一人の子孫ありと有り續日
本紀中六和初六年の条下曰己巳制夫郡
司大少領以終身為限非遷代之任而不
善國司情有愛憎以非為是強云致仕集
理解却自今以後不得更然若茵及縱心
氣力尪弱節骨衰耗神識迷亂又久沉重

病起居不漸矣狂言無益時勢如此之類
披訴心素歸田養命於理合聽宜具得手
書陳牒所司待報處分撰擇替補云々蝦夷
函より上古ハ粟羽を括して有り續日本
紀三十二ノ書宝龜三年正月丁酉の条下に
陸奥出羽蝦夷帰郷とあり今ハ松前の末
を括て蝦夷國といふ日本事跡考曰蝦夷
嶋船自松前渡行夷人皆長鬚放毒矢得
禽獸嶋多不知其數遠行者見陽鳥之所
居蓋與匈奴接云々あり夏月高船被地ノ

渡初冬に銜塩を積帰り酒田加茂子て
彌高^飛是を秋^下網^下といふ贖振鋸の事いほと
考へん

一秋田城 太平記評判左名類例鈔に当城を隆興と云ふ
誤り

職系抄に秋田城とありは是なり又たの方
にゆとり註曰為出羽外者兼之除目不
任之被宣下也云々除目といふ御玉の人を
めして任官を授けり事なり御史を以て
考へに秋田は二城ありと一城は今の湊の
城なり一は当城の上はよして守ゆ掾目

あり又檢安あり一書を亦一と書ふも記を

守ハ出羽府の今の田川郡
のち名なり城目なりゆハ当城

の目なり掾ハ雄勝の城目なり目ハ平康郡
よありりりや今の湊の城は檢安の居
住しりりりや孝長中近秋田城也実季
といふ人当城を領を代々当城の産よして
安東右衛門愛季の男よて姓ハ安信なり假
名を东右衛門といひり秋田城ゆといふは職
号なりけ成の子孫今奥具三喜の城を領を
五方石安東の半ハ妻一ハ末よ任す城也

実季の跡を依竹左中將義宣平五常陸清和源氏從四位少將

義宣より云代目なりに下秋田河辺平康雄緒山本郡

の王よ命をとれ二十方と石を領せ日本

半跡考に秋田城は別し都會とあり

六考

追考秋田故壘は石田之成佐和山落城の後依竹弟宣羽別秋田の王よ命を

とあり

日本逸史才十三卷延曆二十三年十一月

癸己出羽国言秋田城建置以來四十四年

大地荒埔不宣孤居スレニ北隅無鄰相救伏望スレニ永

從停廢トシ云々

け文節を見るに南城を建めふに十七代

廢帝天平宝字五年なるべし延曆二十三

年より四十年前あり天平宝字五年に阿

ふとあ件より引傳る後日本紀天平五年十

二月の条下に出羽柵遷置於秋田村高清

水岡とありハ城地の企ありて假し柵を接し

天平宝字五年に至り城地然しクりや

秋田今の城地勢言し上古ハ清和天皇と

云りハを城地とありあり今を名をとり天

平八平より天平宝字八年とを留二十九
年なり出羽柵を皆を毀て彼地へ迂一傳。
事といひ見（ま）出羽子准（彼地へ）柵を至り
る事遷至といふ書一もや天平以後も出
羽ハ必府よりして柵柵を至る事三代実
録より明白なり。事一も書一記一傳れハ略之
追考當郡の内言清水の場形あり當場古
北より尚。

同逸史第三十八卷曰天長七年

廿三代
淳和帝九年号

正月癸卯出羽国驛馬傳曰鎮秋田城司正

六位上上總女藤原行則今月三日酉時牒
偁今日辰刻大地震動響如雷霆登時城郭
官舎并四天王寺丈六仏像四王堂舎等悉
顛倒城内屋仆擊死百姓十五人支體折損
之類一百餘人也歷代以來未曾有聞地之
割辟或處三十許丈或處二十許丈無處不
辟又城邊大河之秋田河其水涸盡流細如
溝疑是河底辟分水漏通海歟吏民騷動未
熟尋見漆河霜別兩岸各崩塞其水汎溢近
側百姓懼當暴流競涉山崗理須細録損物

馳牒而震動一時七八度風雪相并迄今不止後害難知官舎埋堊不能辨録夫邊要之固以城爲本今已頽落何天非常仍須差諸郡援兵相副見兵備不虞者臣未審商量事在意外仍且差援兵五千百人配遠准令馳驛言上但損物色目細録追上 國史才百七十一 冀異部土地異 驛傳と 別書よしつる延壽武の歌傳る 木まて上奏する 事をいふまや工能ぬハハ妙の内まて尚書の包まハあらまはるを法を法目とハ六河案但子細ありて尚書を爲事としれハに

やに天王寺といふハ多門持法增長廣目のに天王を安置しる 寺なり 延壽武出羽正税の条下にに天王被法僧依書并法服料二子六百八十束とあり今を記する人が一志夷を結めぬいん法新のまに建あらまや太平記二十し書延元二年七月新田義貞牒延曆寺衙の条下一 承平安四天王之像將門遂傷鐵身とありけ小の文節を考れば、遂統討伐の祈は天王を安置する半例ありまにこをに王堂舎とハ

今の古に王権現の事よや多祚波社の下に
置き秋田川の城の面より向い河を郡
意屋村あり添部あり添河の城下のを村
かり粟刈といふ所今いなり欠留れての後
名も考ひ傳もよや但三代実録元慶二年
の条に停地者添河粟刈知川三村とあれ
ばその後刊よ名を改くもよや知川といふも
今いなり色粟といふ所御系抄曰陸奥者上
古以来為邊要為其国境廣キカ 元明天皇
和五年九月分置出羽国云々

三代実録三十三卷元慶二年三月二十九
日乙丑晦出羽守藤原朝臣興世飛驒上奏
夷倭叛乱今月十五日燒損秋田城并郡院
聖舎城邊民家仍且以鎮兵防守且徵發諸
郡軍ヲ 勅符曰得テ養將ヲ既知夷虜悖逆攻燒
城邑犬羊狂心暴惡為性不加追討何有懲
人頭書曰本人作反事須量發精兵扼ス其喉咽但
時在農要人事耕種若多動衆恐妨民務夫
上兵伐謀良將不戰巧設方略以安邊民云
梅吉に守の居城は府よりありて色例を

是ハ興世ハ出羽府ハ飛あふなり一一人
元慶元年十一月廿一日授後五位下守出羽
守^與世正五位とあり翌二年三月夷賊と
合戦^與事ハあゝ右平記ニ委一りれば次
子引侍^與。お太平記ニ曰わ此等の三男眞
名公より九世孫茂茂権守^與爲^與世とあり
平将門ハ一味天慶三年三月十五日貞盛
秀^與ハ首を刎^與しとあり二十歳の内ハ
て出羽守小補任を^與し侍りて也天慶三
年の以ハ九千余衆^與あべ一夷信といは

夷ハ蝦夷信ハ倭因の事なりべ一倭因と云
ハ王氏の蝦夷の爲よと^與り^與て^與隨^與乎^與る
をいふと^與る郡院と^與る^與帳^與夷^與を^與安^與法^與の^與祈^與は^與建
至れ^與る^與る院^與よ^與して^與逸^與史^與よ^與出^與る^與。に天王
寺^與亦^與の^與事^與も^與や^與 實錄曰貞觀十七年六月九日詔遣大
元師法阿闍利^與傳燈大法師位^與菴^與壽^與於
出羽國卒^與七僧^與
修^與禪^與賊^與法^與 信^與云^與とい^與り^與あ^與ハ^與不^與慮^與の^與侮^與ひ^與よ^與中
ハ集^與を^與云^與士^與を^與い^與り^與之^與延^與壽^與式^與亦^與二十八日九
信^與云^與薩^與夷^與國^與又^與百^與人^與出^與羽^與國^與ハ^與百^與又^與十^與人^與と^與云
信^與郡^與の^與軍^與と^與る^與郡^與に^與云^與士^與を^與分^與給^與り^與事^與之
末^與ハ^與記^與之^與悖^與逆^與ハ^與及^與ハ^與悖^與り^與て^與逆^與心^與を^與企^與む^與を

いふ懲人の懲ハあらし又ハヤき一とよめり
追討を加へんを何ぞあらし一安き事あり
んとの心なる一扼其喉咽とハ倍ハ喉と
らむといふ心なる一扼ハらむといふ
已出羽守上奏の旨趣はより陸奥國より
勅符を下して卦赦ふ一さよ一作出され
一久義勅多あれた誓りれを略之

前々太平記出羽守夷賊退治の事下にえ
享二年三月出羽守の夷賊子余人擲のこ
くに起りて秋田城は押寄すもそ好難を

尋れむ当代の官司故系興世密は勇忍のを
あり一りど朝庭いほむ是を許さむ出羽一
下され一りりね己が自恣を以出羽國を
今より各別小治めな一決の但し勇忍を
是目さしんとの内意願は燈して古来の
法を改めて一々形親はもぬをり柳け出羽
とといハ元勇剛と一は一を天武の
御宇より引かられて官司を別はありし
なりされとも元來同はなれば民俗古徳習
事なく皆勇忍の例を用三代実録貞觀又

辛巳月廿一日第下是日制准陸奥國創給
出羽國司交替料支馬^ナ云々同八年五月九日
第下是日太政官處分^ス出羽國位祿物價一
准陸奥國云々^也同日^也世^也法を移^ス改
より一^ニむ坂^ニ上^ニの者^トもの中^ニに是を
眼^ルものありて打^テ家^ノ一^ニ後^ニも合^テ打^立思
案^を変^ヘられ^バあ^ノの意^意先^先平生^事事^事
と壁^ノ耳^を歌^ツ軍^我も^もと^と拒^ガざ^らばに
集^リ初^をさ^らに^與て^大勢^は女^になり
と云^々

又曰^也世^也の老^臣は長^長舎^舎人^人とい^ふ者^{あり}大
石^の前^に跪^き言^ふ降^入は^出の^態め^が而^為
して火^を燃^しり^為さ^し山^形の^前へ^出陣^{あり}
再^い方^軍を^起し^凶賊^を追^討し^あけ^後
よ^てい^りに^思言^たけ^協を^結よ^保つ^事時^時
べ^りに^某は^初に^踏留^り件^の態^めを^討た^り
て^決然^{より}某^はソ^んと^勅り^しら^ば西^目流
石^は名^跡と^禮儀^を思^ひれ^られ^ば死^なば^一
而^と宣^ひし^を長^長舎^舎人^人と^いふ^云甲^斐を^一
死^ハ易^して^なく^生ハ^難し^て逆^しけ^らる

郡へ告申すに死といふたむ死すべしと
疾くとして弱の手能を進手の門へ押向
りて西目より後十騎半を討敵を切折て山
取の言へ落れしりと云々

又曰く是ハ後頁を染をんとてキして然るを
熊丸大刀を飛退横合よ舎人を抱るおゆふ
子細の何の言付文を持坂田原司の許へ
初巻もも角もし何言を待れしとて難言
十人足添て安詰よ兼せつて送りたりゆ幸
夷滅降集の討是を説人として太平を唱ふ

天晴夷狄よ色くも智又仁ありと云々
と云々

四月四日己巳出羽国守国の字正五位下藤
原朝臣興世飛驒奏言下言秋田郡城邑官舎民
家爲凶賊所焼亡之狀去月十七日上奏厥
後差權掾正六位上小野朝臣春泉文屋真
人有房等授以精兵入城合戦夷黨日加彼
衆我寡城北郡南公私舎宅皆悉焼殘殺虜
人物不可勝計此国器仗多在彼城擧城焼
尽一無所取加之去歳不登百姓飢弊差發

軍士曾無^ニ勇^シ敢^テ望^シ請^フ隣^ニ國^ニ授^ケ兵^ヲ勦^メ力^ヲ襲^フ伐^ス
勅符曰重^ク得^テ奏^ス狀^ヲ具^シ知^ル賊^ノ勢^ヲ轉^シ盛^ク疽^ノ食^ヲ浸^ル淫^ニ
非常^ノ之^ノ事^ヲ變^シ能^ク難^ク量^ル能^ク加^ヘ防^ヲ遏^ス莫^ク令^テ滋^シ蔓^ス去^ル
月二十九日 勅符下^シ彼^ノ國^ニ訖^テ計^ス之^ノ應^ニ到^ル

仗^ハ玄^ノ憲^ノ刀^ヲ戟^ノの^ノあ^ハ名^ヲなり^ニ疽^ノ食^ノの^ノ事^ヲ未^ダ考^ヘ
浸^ル淫^ニと^シあ^ハ羽^ノ旛^ノ賊^ノに^ニ浸^ル淫^ニ蹙^ル部^トと^ナり^シ滋^シ
蔓^ハ水^ノ上^ニに^ニ浮^ル草^ノの^ノなり^ニく^レ生^ヒを^ヒあ^ハる^ニに^ニ
四^ノ壁^ノも^も洞^ノも^もや^や七^ノ人^ノ時^ノも^もあ^ハる^ニ人^ノを^ノ稱^ス
て^モひ^こら^るとい^ふ陸^ノ奥^ノ語^ノ記^ノよ^シ子^ノ孫^ノを^ノ滋^シ蔓^ス
なり^トとい^ふふ^ク文^ノ義^ノあり

先^ノ々^ノ大^ノ平^ノ記^ノ曰^ク敵^ノの^ノ為^メに^ニ城^ヲを^ノと^リし^レ玉^ノ目^ノも
吾^ノ世^ノの^ノ輦^ノの^ノ一^ノ月^ノ斗^ノ山^ノ靜^ノを^ノ敵^ノと^シて^シ任^メあ^ハる^ニ部^ノ
一^ノ使^ヲを^ノ上^ノを^ノく^レる^ニ足^ノ辭^ヲを^ノ待^メる^ニ及^リし^レと^シて^シ今^ノ
度^ハ一^ノ向^ノ山^ノ城^ノ海^ノ城^ノを^ノ撰^ヒな^スく^レ任^メあ^ハる^ニて^シ記^ノ
月^ノ下^ノ旬^ノ又^ニ秋^ノ國^ノ一^ノ考^ノ城^ヲを^ノ攻^メんと^シ識^スを^ノし^レ
し^レに^ニ今^ノ度^ハ敵^ノ又^ニ德^ノ丸^ヲを^ノ大^ノ將^トと^シて^シ二^ノ千^ノ
余^ノ人^ヲ送^リあ^ハる^ニて^シ討^テ散^ラす^ニも^も吾^ノ世^ノ中^ニに^ニた^リ
し^レり^ニり^ニぬ^レ下^ノ野^ノ武^ノ一^ノ意^ノ山^ノと^シ退^クを^ノ帝^ノ都^ノへ^ニは^レ報^ス
奏^スを^ノし^レり^ニり^ニハ^レ朝^ノ廷^ノ大^ノに^ニ帝^ノ都^ノあり^ニ
と^シて^シ是^ノ子^ノ孫^ノを^ノと^リし^レる^ニ文^ノ又^ニ未^ダに^ニ記^ス德^ノ丸^ノ

姉和州の産よーて山城強盛を業とー
刃の長六尺八寸、孫の迫七尺、人有余力八十、余
人安軍多く討れー事あり、怒りれば、又云
を略せ

同二十八日癸巳出羽国守正五位下藤原
朝臣興世飛驒奏言賊徒弥熾不能討平且
差六百人兵守彼隘口野代營比至燒山有
賊一千餘人逸出官軍之後殺畧五百餘人
脫畧者五十人城下村邑百姓廬舍為賊所
燒損者多即日勅符曰重得奏狀具知凶

類滋蔓殺畧良民發兵以來望有成效而今
官軍致敗賊徒作氣用兵之道豈若此乎今
勅上野下野等国各發兵一千亦重勅陸奥
国責以緩救宣令三国兵一時擒滅凡軍陣
之法必有注諸事大小皆在目前察其所錄
為圖成敗今所上奏狀極為省略胡城雲隔
魏闕天遠路遠事疑非可指問必須事無巨
細委曲記錄令可知見老弱在耕種廢務早
休滌鏑之勞當崇橐弓之化云々

上弒下弒陸奥へ下あふ 勅旨亦無きハ
略之胡協とい秋田の地を指魏闕とは王
城をいふゆへ漢文を引て潤色志する文
なり文選魏都賦子鑿耳夷之傑服其荒
服歛衽魏闕とあり魏は夕力之と訓む禁
中の門魏闕といふとを

同五月四日己亥詔授從五位上守右中辨
藤原朝臣保則正五位下即拜出羽權守右
中辨如故左衛門權少尉正六位上清原真
人令望爲權掾左衛門權少尉如故右近衛

將曹從七位下茨田連真額爲權大目右近
衛將曹如故三人並發遣出羽國擬討反虜
勅出羽國司曰近日夷虜凶逆殘害不止雖
有軍與餓難弥減仍以右中辨正五位下藤
原朝臣保則兼任彼國權守宣軍機事從其
指擣莫爲逋逃以失警備云々

機ハ弩也擣ハ
は福くとあり

同六月七日辛未出羽國守藤原朝臣興世
飛驒奏言權掾小野春泉文屋有房等在秋
田營去四月十九日遣最上郡擬大領伴貞
道倭魁王作宇奈麻呂將官軍五百六十人

須候賊類形勢路遇賊三百餘人合戰射傷
賊十九人官軍被傷七人貞道中流矢而死
二十日賊衆增加不可相敵會暮戰罷引軍
還營明日凶徒挑來接戰賊死者五十三人
瘡者三十人官軍死并瘡疾者二十一人奪
取賊弓三十一鞞二十五襖十七領米穀糒
稻亦復有數燒賊廬舍十二生虜七人官軍
疲極射矢亦盡回引還營今月七日重遣宇
奈麻呂登高候望俄尔遇賊拔劔闕斬首二
級宇奈麻呂沒於賊垂其後有俘囚三人觀

元年五月二十六日条下詔令出羽國秋田郡倭因道公宇奈麻呂夜古道
公宇奈麻呂度之先是因司上言倭因亦幼棄野心深愧異類
歸依公理若願持
戒仍特許之來言賊請秋田河以北為己地

更有賊五人着甲冒伏隱草中遣輕兵百餘
人追射殺三人奪鞍馬弓矢鞞等物有數自
後賊徒根成盛侵凌不息官軍征討未由摧滅
是日重飛驒言曰權外藤原朝臣統行權掾
小野春泉文屋有房等進至秋田舊城蓄甲
積糧陸奥押領大掾藤原梶長等所將授兵
與本國兵卒合五千余人聚在城中賊出不
意四方政圍官軍力戰賊勢轉盛權外統行

等戰敗而皈權椽有房昧死而戰殺賊數人
賊矢中左肺被瘡逾屬軍無後繼擗身逃皈
權歟統行男從軍在戰及權弩師神服直雄
並戰而死甲冑三百領米糒七百碩食一千
條馬一千五百足盡為賊所取自餘軍實仗
物一モ無存者ス云々

擬大飢の事あり是に注ぎ擬ハなる云々
史記に擬天子といふ事もあり倭寇ハ浮田
の首なる一玉能與劍の玉造の事もや或
書に玉造といふハ何方にては瓦を造る事

を以て是禁中の瓦に限り玉と云なるハ
是なま志りり但大方葺瓦といふを葺瓦
の事を書とみるなり去る玉造の郊外と
いふ所をいふも同名の所あり依る歟

佐吉の名誠の是れ玉造り

教者ニぬるハ秋そりなり

とあり弩師ハ夷賊の佐は善て尚ほ一
とありと見へりけ半田川郡の初より
弩ハイシユミと訓志川葦園葦は弩の是
舊城の事ハ思考未だ記さ

おろ太平記夷賊退治の条下にお件より引
傳る。朝廷大よ少強ありといふ文の録し
云先為系保則は東山及の安符を賜り是
を弱めよとして下さり。次は山形春風を以
稔守府將軍に任せしめ東海及の云を遣し
保則を帥し。として友人五月と六月とに都
を立て下りし。保則はけりよ。五日とんと
あり。機あり。是は羽良。夷下羽良の禁は
人教を氏し。そ身は玉中を順見し。東山及
の惣軍勢二万餘人を以て。五月と六月とに我

為系系督を以て。督を合ふ。子余人。是東の境
なく。及よ止む。きり。くと玉中を限り
なく。通りて。山林幽谷。海峯。離傳。と凶賊の
餘教を授し。遍く。所り。所。ものあり。時ハ
昂。時よ。誅。と。云。又曰。一。子ハ。仙。及。口。一。子ハ。
是。沃。口。名。二。子。五。百。苑。の。軍。旅。を。備。て。上。三。方。
奥。州。の。五。徳。を。持。け。歎。ハ。笑。ぬ。所。方。ハ。往。還。
を。使。き。二。子。ハ。秋。田。の。進。手。搦。手。ハ。各。大。將。を
是。向。て。是。東。二。十。日。を。限。と。一。万。人。を。以。て。
し。て。二。子。人。宛。息。を。續。せ。き。夷。を。ら。れ。む。

城中弱り及めきてとあり

同八日授出羽權掾正六位上父屋真人有
房從五位下賞力戰之功也初公卿於伏下
喚驛使九部滝麻呂問軍曲折滝麻呂言官
軍戰者人無固志望歎奔竄唯生是求有房
死歎不顧生存時流矢傷其左踵矢盡而斂
恨無後救仍有此賞以勸其後也云々同十一
日乙亥日月次并神今食祭時論以為出羽
飛驒使入禁中可謂染死穢由是 天皇不
親祭事遣公卿不入内裏者於神祇官撰行

云々同十六日出羽国守藤原興世飛驒奏
言賊鋒強盜日增慕慢国守官所視無去意
官軍畏懦只事逃散陸奥軍士二千人押領
藤原握長等竊求山道皆悉逃去即日 勅
符曰重有來奏具得事趣依先日奏遣陸奥
鎮守府將軍小野朝臣春風權外坂上大宿
祢好蔭等各領精勇五百人日夜赴彼既畢
事具前符亦依今日奏更下陸奥国追還逃
亡兵士二千人国宣知之率其虎旅輜被焉
合當奉王師之威早獻凱飯之効云々

奔竄とい官軍逃足あく志を固りしむる
を登りたるべし虎旅ハ二體詩の注し漸
士とあり又武士を虎賁としふ史記周本紀
あり虎賁三千人とあり孔安国曰虎賁勇
士称也若虎賁言其猛也とあり又晋世家
注し賈逵曰天子卒曰虎賁とあり旅ハ屯
と訓を後漢より軍旅とあり輜ハふむとよめ
已輜輜とつゝさして又選よふことあり
焉合とい城の集りを焉と云（勇士を以て
夷賊を討事むれり焉を虎の踏殺す）

と云（とる詞もや）云法は虎踏の陣といふ
も有り又選よ孫弘傳贊よ焉合之衆非吳
蜀之敵とあり

同三十四卷元慶二年秋七月十日癸卯出
羽田飛驒奏曰正五位下守右中辨兼權守
藤原朝臣保則到国察問前之行事運之籌
策遣權掾文屋真人有房左衛門權少尉權
掾清原令望上野押領使權大掾南淵秋卿
等幸上野国見到兵六百余屯秋田河南拒
賊於河北又秋田城下賊地者上津野火内

相洲野代河北腋本方口大河提姊刀方工
燒岡十二村也向他俘地者添河霜別助川
三村也令此三村俘囚并良民三百余人拒
賊於添河次攻雄勝後將侵府其雄勝城兼
十道之大衝也国之要害左在此地仍遣左
馬大允藤滋實左近衛將曹兼權大目茨田
直觀額等以雄勝平康山本三郡不動穀給
郡内及添河霜別三村俘囚慰喻其心令相
勵勉於是俘囚深江祢加止王作正月麻呂
等誘擧三村俘囚二百人夜襲殺賊八十人

燒其糧倉舍宅感恩來見也或云津輕地夷
狄或同或不同若不同者以上野国軍將得
討滅遂同者雖大兵寸難輒制上野下野陸
奥三国軍士惣四千人其陸奥軍先既亡飯
上野軍且來六百入下野軍雖入境首未知
強弱津輕夷俘其黨多種不知幾千人天性
勇壯常習戰若迎逆賊其鋒難當請常陸武
藏兩國軍合二千人以誡備非常是日勅
符曰去月二十八日奏狀今日到來賊中消
息委曲具呈指其實足可見知夫以夷狄

攻夷狄者中國之利也。今覽來奏給雄勝郡
俘囚以官米穀多破賊徒豈此一舉計之上
者也。亦來奏以爲津輕夷虜天性麁獷若速
凶類實爲難制塞下流言南北異口或云既
同或云未同請發常陸武藏等國兵備其非
常出於不意今如奏狀同否未審若果不同
者所變見兵可得摧破加之小野朝臣春風
坂上大宿祢好蔭等各領精兵行當到著宜
待共征振其威武但豫勅諸國令簡勇士若
有危急馳傳上奏隨即差發赴救非晚務運

奇策繫其狂心滋實者守藤原興世之子也
有意溫清繫行在彼時值賊亂早不肯還
有勅使令從軍也出羽國正三位勳五等大物
忌神正三位勳六等月山神並益封各二戶
與本并各四戶每發軍使國司祈禱故有此
加增也

正三位下守右中辨守の字を書乎位卑官
高者用之と穢系抄より権掾お尚後七
位上玄人といふ天武紀曰十二年十月己
卯朔詔云更改諸氏之族姓作八姓以混

天下百姓一云真人二云朝臣三云宿祢四
云忌寸五云道師六云臣七云連八云稻置
云々云秋田河内云河南云河内云河内
云々秋田なり東濠十云書文治六年条下
に河内秋田城とあり上津野以下の村名今
去人よ尋傳れを詳ならん但腹本とあり
男麻の内より今ハ根の字を書新代ハ能
代の半より大河といふ城下より又里祀
をちれ又寸目といふあり大衝といハ衝
の字の誤よりして街衢の事よりや街衢の二

衝街

字たよツジと訓して庭訓亦よいつる過の
事なり街ハ説文云四通五路衢ハ北史李
庶ガ傳よ出るとを五路十の字ハ取ちると
兼十道之大衢といふなるべし十字と虫
て則過と訓む慰諭の二字先恭也記ハ慰諭
皇后之意とあり息賚といハ賚ハ賚と同
て錫物なり津恒日本書紀ハ都加箇九少り
又津刈としあり藤原といハ意々として親
かきををしりや温清ハ意記愛見媛ハ温
清之懐とあり繫行といハ公を付て行ふ事

よや繫の字日本紀よ以繩繫竹と列記
おく太平記曰保別ハ程津煙を素人と稱せ
られり。り九月ハ法皇大地震五分關東
ハ岩崩りり。夜遅引の上を元ハ飯よりし
りを肉く津煙の賊徒とも稱素を乞奉りし
ゆ。聖年正月悉人質亦を元堅め出羽奥
州ともを之為よ治め天下右平を唱へり
と云く。お件尚郡の下に記を右平山とし
ハ概夷王化よなれて上下万歳を唱へり
太平山とい稱し。り。と云。

同冬十月十二日甲戌出羽国司飛驒奏言
秋田管申牒傳八月二十九日逆賊三百餘
人來於城下願見官人時得乞降權掾文屋
有房左馬權大允藤原滋實二人單騎直到
賊所賊先申心憂次乞降有房等雖不被明
詔而豫聽其降是日陸奥權外從五位下大
上大宿祢好蔭率兵二千人自流霞道至秋
田管賊乞降之日好蔭鼓躁而來盛建旗幟
示威賊虜論之當時似有遠畧又鎮守將軍
從五位下小野朝臣春風九月二十五日率

軍四百七十人來着秋田宮以北即言曰春
風重合詔先入上津野教諭賊類皆令降
服賊首七人相從同來從去八月乞降之賊
相續續不絕野心難量抑而不許今春風自入
賊地取其降書示其首豪隨而共來以此見
之知有降心但義從倭因等申云奉從國家
為賊所怨若不殄滅後必相報仇家多種何
得不忍加之乞降者其體踈慢不叶舊例倭
囚所陳抑有道春風所行亦不虛臣等不知
所裁謹侍明侍詔十三日乙亥 勅符出羽

因司曰得今日奏狀具知賊虜乞降之由
夫兵凶戰危先哲炳戒事不獲已乃用之耳
今逆虜悔過請欲皈順其於容許有何不躋
但古之降者去其甲兵面縛待命裁得制其
死生然可謂降伏皈降之法若同舊制早速
容受飛驒奏聞隨將裁史若懷兩端言與事
異奮兵威一舉誅滅允在賊反亂為損甚多
殺畧良民燒亡城邑然則義從倭囚之言不
可不反覆觀能耀兵隨橈可施莫信其虛詭
貽晒上於後上

流震^有上津那木の半未考旗幟の幟、幟
の字の誤りや幟、旗なり、徳吉府の陸
奥に小あり、乃軍副乃軍監軍曹木の位之
府を至るあり、聖武天皇二年なり、首豪
とい夷賊の首をいふなり、一七令詩に馳
鳴、猶、翦、剛、豪、落、勁、翽とあり、豪、獸、之、翽、ハ
多かり、ツ、バ、サと訓を、あ、伴、は、夷、賊、を、兼、獲
奔、鼠、扱、と、い、ふ、又、蜀、に、准、と、て、見、る、と、さ、り
や、

同元慶三年正月七日丁酉^六授秋田直講義

連清名無位從立位下、是日出羽国飛驒奏
言、去歲十二月十日凶賊悔返、逆之過、致東
手之請、便返進所、掠奪甲二十二領、言曰、所
取甲曹其數不少、任己狂心、皆悉截破、補身
約裁一^ス無^モ全者、加之賊類、或入奥地、或所居
隔遠、其遺甲曹搜求追進、於是正六位上左
衛門權少尉兼權掾清原真人、令望左馬權
大允正七位下、藤原朝臣滋實、右近衛將曹
兼權大目從七位上、茨田連貞額等進議曰、
今乞降之賊二百人、所進之甲二十有餘、賊

黨多數官甲已少野心難測疑是孺飾須得
後進一度計納陸奧鎮守將軍從五位下小
野朝臣春風議曰春風自入賊地具知逆類
悔過之心今蒙犯霜雪乞降懇切若懷疑
慮抑而不納猶去逸就勞非所以樂成正五
位下守右中辨兼行守藤原朝臣保則等商
量雖令望望之議已有道理而春風之謀非
無便宜故殊加慰納緩其嚴誅又渡瀛夷首
百三人孿種類三千人詣秋田城與津輕倭
囚不連賊者百余人同共皈慕聖化若不勞

賜恐生怨恨由是遣從五位下行權少藤原
朝臣統行從五位下權掾文屋真人有房及
令望滋實貞額等勞饗之

同三十六卷元慶元年六月二十六日条下
秋田城司正六位上行左衛門少尉兼權掾
清原朝臣令望右近衛將曹從七位下兼行
大目茨田連貞額正六位上行權大目春海
連奧雄校尉七人旅師十六人火長二十四
人列士三百人鎮兵四百五十人兵士三百
五十人上下畧

少尉の事、藏原抄曰、於少尉者、追捕軍者任之云々、追捕の軍と云、氏家軍判官と云、人の事なりと云、將曹といふ、お當從七位下、年人樂人、正清、令人亦任之とあり、校尉はお當の唐名なり、六位、治方、支任之と云、大目はお當從八位上と有り、旅師、火長、列士、徳玄、同云、士、亦、考、考、考、一、毫、に、記、と、今、業、ま、ら、に、火、長、ハ、今、の、世、の、火、消、なり、貞觀七年正月、廿、九、日、象、下、に、冷、泉、院、火、程、未、滅、積、布、於、院、北、野、善、記、方、人、令、救、火、有、功、者、以、布、賜、之、右、

清門火長大系雄廣麻呂振而撲火設平墜
燭而致死云々

陸奥話記曰、六箇郡之司有安倍賴良者、是同忠良子也、父祖忠賴、東夷夷首長、威長大、振部落皆服、横行六郡、却畧人民、子孫を滋蔓、漸出衣川外、不輸賦貢、無勒信役、代々驕奢、誰人敢不敢、不能制之、永美之比、大守藤原朝臣登任、發數千兵、攻之、出羽秋田城、以平、朝臣重成、為前鋒云々

安倍賴良と云、ハ、神代帝の御宇、東

子進教をくわて津煙子位一なり一安日
と云一のの、未^マあ^マや安日并^ナ子孫の事
未^マ子^シ記^キ一^ニ傳^ヘれ^ルを^シあ^クに^シ略^スを^シ六^ノ國^ノ郡^トハ秋
田^ノ河^ノ邊^ノ雄^ノ勝^ノ山^ノ中^ノ平^ノ麻^ノ由^ノ理^ノ六^ノ郡^ノの^事も^や
又^ハ奥^ノ州^ノ又^ハ十^ノ郡^ノの^内は^六郡^ト指^シ兩^ノあ^らふ^ル
や^古人^ハ秋^ノ田^ノ河^ノ邊^ノ雄^ノ勝^ノ山^ノ中^ノ平^ノ麻^ノ由^ノ仙^ノ山^ノを^六
郡^トとい^ふ、^東疆^九と^書曰^はる^系系^朝臣^恭衛^文
治^三年^十月^繼於^父遺^詔為^出陞^奥押^領
使^管領^六郡^とあり^又續^{太平}記^{二十九}
卷^は伊^達大^膳大^使とい^ふ人^{あり}伊^達伝^使

六^郡を^領一^{なり}一^兼出^羽國^長井^底とい^ふ
兩^小岳^位を^りけ^亦尚^一書^の大^名一^とと
あり^け文^を推^{され}ハ^六郡^とい^ふハ^奥州^の
内^はあ^らふ^やい^はれ^る志^を移^又進^て尋^ぬ
べ^一初^落と^ハ部^ハ國^と訓^を今^大名^の所^入
を^入神^とい^ふ落^ハ村^と訓^を吳^越越^子剽^掠
虎^豹之^落と^{あり}滋^蔓の^二字^ハあ^れ件^は記^を
大^守ハ^陸奥^守なり^一一^秋田^城外^ハ八^外の^事
其^一なり^續太^平記^九と^書曰^はる^柙大^内奴^ハ姓^を
皆^氏家^ハ八^外を^中定^む一^と其^一之^所謂^す

八女ハ先出羽ノ秋田城ハ是武家ノ重撰
子一任ノ職ナリ仍或ハ善法寺府或
按多伎トナリ藩鎮干東夷外通ノ異ナリ
坂東子ハお別小ノ浦ハ善徳子子善女上
徳女此を云女と號を伊豆子將孫女を江
子井伊女加賀に留置女周防に大内女是
ナリ其人昔ハ善ハ北面ノ候一善ハ濠口に
百仕ト云々

八幡宮本記曰寛政三年正月関東より秋
田城ハ義系より并りて上ると云々

東鑑云十八ノ卷曰室治二年八月十八日乙

丑秋田城ハ入道號之部入道卒干時在從五位

下行出羽權ハ藤原朝臣景盛法名覺地藤

九郎盛長男丹後内侍建永二年月日任

右衛門尉建保六年三月六日任出羽權

外可秋田城ハ城勢由宣下同四月九日

叙爵同七年正月二十七日出家云々

太平記一ノ卷曰相摸入道秋田城ハを以て

岩文を讀之ハむと云々

同十ノ卷云時第一門以下於東勝寺自害を

られし二百八十三人の内は秋田城外師時
又秋田城外入道延明とあり

談太平記年表曰天正三年織田信忠叙位
更補任秋田城外叙從四位上云々

羽源記ハハ是義光勢揃の条曰秋田為ち
二子又十余人とあり 海東の字れ
謀るべし 是ハ慶長

又年九月の事として上杉家と云上杉と
合戦しある時の事又一記曰酒田城合戦

の条下に酒田の地民三十六人を括流女麻
吹浦の款を防ぎ菅野の館を後倭として

防是秋田城を為左兵衛光一(加勢)の
あるにあり此新倭一と云ハ慶長六年に月

の事として戦後より至れ酒田の城代
と云上杉と戦ふ時の事又一云長元和を

夏軍記今福合戦并野中合戦の条に秋田
城外実季とあり実季の先祖ハ 神代天皇

の御宇 勅勅を奉りて東北に遷放され
る人として名を安日といひり年経りて子

孫は安東といふ人ありき 齊明帝の御宇

安信の比歴史を以て蝦夷を討ちぬる時安

東光祿とめて務事を爲り比羅美を功と
貴一安倍氏を所へて同姓と一々を
は事安倍家傳の説として俗説辨よ妻一其
文大概未記也

一秋田彩田

二万石依竹を改守後領之秋田秋田村也
秋田彩田として二万石定譜の分地あり多
の屋敷といふとあり

一山内

一乃六子石依竹山城及是なり
正年子 石加増 本家

吾家の東に吾屋敷をのみあり古俗山内
といふに衆のそ一なり

一古川王社

寺内村より日本逸史二十八巻天長
七年の条下に記王堂舎とありハ是なり
一多神に應彙速日燿速日經津主武彙
令なりと神祇管領の古多快子ありとを
神代巻曰時有天石室所住神稜威雄走
神之子彙速日神子燿速日神之子武彙
植神此神進曰堂唯經津主神獨丈夫而

吾非丈夫者其辞氣慷慨故以即配經津
主神令平葦原中国云々云々を平けあふ神
達おれバ蝦夷降伏の爲に海外にありたり
よや社伝又十石社家二人上社家言橋原政と云
下社家言姓よそ支列に
社傳一頁あり按るに苗所を古内村と云
ハに天王寺の境内といふ事を略し古内村
名もやあたりに引傳る日本逸史に王堂舎の
上よ至るる文にに天王寺丈六仏像とあり
是古に王社の本地堂なりべし今の古に王
の社傳ハに天王寺を古内村といふ事あり

べし

一日吉社 古内村

仰ぐ場を教へあふ社なり信矣橋のふ
王といふ社伝又十石に月中申日あり
格式書よりしてその日神事既家の行儀法
人等耳目事とを社家あり

一丈八幡文

場を教へあふとを八月十五日者重の社
事あり

一福新大明神

境内より信より横といふ稲荷の二字
を音に唱へよや女よまは仕まらぬのあり
能又十石信を語ふれりこといふ女別当
かとの形もやに月十五日神事あり
日本逸史才三十三天長二年の条下に以
女爲祿宣といふ事もあり

此字
上字

一般石戸大明神

境内にあり多神子力雄命とを勧修の条
日記詳なるは社家一人有
右の外郡中に多し神多し無きれば略之

羽翼要害并行程記よ 健體天皇七代の

御宇当郡より 天孫(奏)て郡中に十

八ヶ所(稲荷)を勧修し(る)事ありけり

玉史よ見(る)延喜式社名帳よ秋田郡の

社名ハ見(る)

一天徳寺 禅宗

境内にあり古伝三百石なり六十二代

村上天皇天徳年中の事剣なりといふ人

あり予い傳(る)怪なる記文を見む追て尋(ね)

一

秋田秋庄為預曰久保田より十丁龍水一
彩田山といふ所あり其を以久保田と云ふ
古中にちうんと有りけを考れば依竹屋
治入部以来の建立もや。宝曆中又十石此が
増あり。

一 湊

久保田に古人秋田の城下次ぐ。大邑なり此版
あり東禮三十三卷延應元年十一月五日
系に出羽國秋田郡湯河湊とあり。此所
の事もや。尚郡中の外に湊あり。今ハ古湊

の湊といふ。当地ハ城跡あり平地より一帯
今水堀二重土手あり。大手ハ申前に
有り櫓手ハ山より有り是ハ秋田城跡古城
なりといふ。二十年前に破れ。これハ城内
ハ草木をくわり障ありて石を塞城土手
斗見由るとあり。城跡今ハ古屋敷となれり
堀跡ハ芥畑となり。古人十月是を摘る中平
ノ湊。

三代実録ノ舊城とあり。此城の事なり。
一 今按るに。此件ノ引傳。日本逸史

考三之書延暦二十二年の条下に見一傳る
秋田城建を以來に十に年大地**燒**揃ふ宜**孤**
番といふハ燒ハ廢地なり揃ハ造り及なりけ
二字を考れば平地よ古を至立する城地よ
して古よ恐らく保久一りハ造りを考
て永く傳廢をん事を云ふ一りハと見入
り固る久保田よ新城を久保田と湊の字二十
丁とあり
後之又当城をハ廢めしむ一て夷城の傳
よ古士を至めふといハ舊城と三代実録よ
出づるもや元亨二年中の条よ檜杵後系統

新檜杵小野春泉文屋有房亦進至秋田旧
城とあれを永傳廢しめいさる事明白と
いふべし地勢卑れば古代ハ湯の出る所
ありて川一流れ出るも事なとありて湯河
湊を云りりもや湯出る所ハ何方も濕地也
ものなり揃ハ造り及と訓されハ濕地
古を至て及とせし事疑をさ事なり今古
碑といふも古を至立する所あり出づる名

追考湯河湊ハ男麻呂新麻呂湊の書形

一 太神言

湊の所妻よりあり勅徳の年記詳ならずを社
部一頁あり

一 男麻湾

秋田郡より属を城下よりけ崎山浦山浦ハ名
あり村敷三
十二ヶ村ありあいの沼といふ所
船敷より一畝敷五十軒ありといふ所を十七里有
秋田の方に天王村といふあり 天王村といふ古
実志る人なり
当玉のつとこハ奥州南郡よりて被地より平の郡といふ所有
て上吉王孫流飛をこれて産を一西と疑ふハそは船
を名あふ所より天王村といふ所や又半段
天王孫を多りけり所よりありけり所や小麻湾の方に

秋田村といふ秋田(海海の所之け崎山本
郡能代よりハ地續なり西史を考れば上右
ハ能代より属一々目と見へり

一 古館

男麻湾の内服本村より三代実録より藤本
といふハ是なり 山彼
なり 日本紀齊明紀より傳る
齋田蝦夷恩荷の番位を一地よりやけ人より
小乙上の位を賜停代泮怪二郡の郡領より
定られ一事同記より見へり全文ハ秋田
郡下に治を

美經記中一し是き言ひり奥州初任の系下
に直母の大御軍をばをりの方丈とやうなる
梅まもに思荷の
子孫ちり被が一人の子一人とあり嫡子
系屋川の次弟貞任二男も海三弟宗任の
ことふ重任としてとる

一古節に女子三人あり弟任重任といふもの見
ては所任をばエキタフと云字あり美經記
を見れば行をノリと唱ふことよや初弟
傳の説を見れば美經記と又齋齋と

又後右平記法軍重圍結城の事系下結城
の子は屬する傳は小麻呂とあり又兼久
記は奥の岳の橋樑を傳つといふもの實東
勢の因は見へたり何れも思荷の末よりて
尚館は指任しりりや思荷男麻小麻岳
ホカ系書之美經記を見りてをりの方丈と
云ハ安倍貞任末の親之安倍家傳の説
を合考れむを代と秋田を伝をくれま
ゆみ後諱ハ
実季思荷の末なるハハ安倍傳説
は神武天皇の傳に中は入めらるる先

宇麻志摩活命孫を領し一膳約の獄して
十余年お戦ふ年報日本紀と云お戦ふ又
余の事日本紀より云へも後一

神武帝うち孫あふさくに長髓彦といふ若
帝の古兄を討つる故に討誅せしむる被り

兄安日ハ東国子追討せし津怪は臣一
淡安東浦を領す 新明帝の神宇に蝦夷

人日中よ襲来るに帝王安倍比羅史を新明
紀子
載後阿信臣
比羅史とあり將軍として送向しとといひ

毎度利を失へりけし時安日ハ末系に安東と
いふもの比羅史ハ陳亦よ来り告曰我ハ是

安日ハ末系あなり 漢昔安日 神武帝の法

勅を蒙りてより今に到るを赦免なり一終

つくは先祖の罪を許されて先種と一あハ

は帳夷を討退べ一と乞ふむ比羅史安東ハ

功を賞し安倍氏を阿くして同姓とを是ハ

安東安倍ハ号し始祖の名よ也一て安日

ハ書その後帳夷又礼を祝せ一に安東ハ末

孫被東是をうち殺むる貴と一て將軍の

号をのみ 一東院の神宇に帳夷襲来を

一を被東ハ末系也東松前よ到り上及下

及より向ひて教る人を并教しそ冠そに
人を層よりて傳ふ西東より子頼良そ子安
東右并頼良後より頼時と改自安初頼果と
稱し一勇羽二良を押しは八男二女有嫡子
日并ハ首目之次男安東右并良宗之男厨
川江并貞任に男多海路之并宗任以下之
と云く按よりに安日は人神武記りは人神武記末系安東
と云しハ新明記より見へ傳ふ思荷の末もや
小麻呂を飛而と志し人なる者も思荷と
云しももや又ハ思荷の飛而と志し西友

は小麻呂とハ号しりももや新明記ハ思
荷を淳代津江二郡の郡領は定しれハ半
前件ハ記し傳ふ安信系傳に安日東は
追放せしれ津江より一安東浦を領し
しる也一威ハ秋田城ハ安季を代りて秋
田を領せしれ姓ハ阿倍よりして安季乃親
安季と又安東を名とせり是を以彼家ハ
思荷の末なりとたむハ半之又業はるに
男麻の少浦といふハ東浦は對しりる名
や

一赤上神社

男麻の月あり中山新山あり系社詳あるに或人漢武帝を多るとい（凡そ傳を志す）

吹浦村の古記より大為忌神社の十眷属あり

赤上神社もその内なり中山社伝る石新山社

伝三十石新山より社あり東鑑より山麻山

大社といひ山当社の中とを十之巻文治

六年正月六日辛酉四月十一日為奥州建久元年

故秦衡良良印從大河次郎兼任以下去年窮

冬以来企叛逆或號伊豫守義經出於出

羽国海邊庄或称左馬頭義仲男朝日冠

者起千同国山北郡各結逆黨遂兼任

相良嫡子鶴太郎次男於幾内次郎并七

千餘騎凶徒向鎌倉方令首途其路歷河

北秋田城等越大関山擬出千多賀国府

而於秋田大方折韃志賀渡之間氷俄消

而五千餘人忽以溺死訖蒙天譴歟爰兼

任送使者於由利中八維平之許云古今

間報六親若夫婦怨敵之者尋常事也未

有討主人之敵之例兼任獨為始其例所

赴鎌倉也者仍維平馳向于小麻嶋大社
山毛左田之邊防戰及兩時維平被討取
畢兼任示向千福山本之方到于津輕重
合歎殺戮宇佐義平次以下御家人乃雜
色澤安等云々依之在国御家人等面々
進飛肺言上事由云々海色庄の事云々考
才又し是より記を今按きもに海色ハ河邊
の書後もや河色郡ハ山州の隣なり大実
多賀五府ハ奥州ニあり大方といハ大沼
の事なりと云々古俗ハ邦リ沼と云
古人曰古俗郡
ハ邦と云

山嶺あり或日山川の邊をとりて吟々乃に咽頻よりまきさ
を川あり浸しを流を呑むをとも飽く事を云々凡そ後大
沼ハ飛入を看るに二十尋半の大蛇と云ハ飯よハ邦リ沼
といふと云山海經曰夸父與日逐走日入涓欲得飲飲於涓
河不足北方飲大澤未至道渴而死棄其杖化為鄧林云々
りハ何しあればハ邦リ沼ハなる云々事ともりハ何しと云々
幅ハ里長ハ里あり危くの巢ありを中よ天
に修まる樹あり道郡の名物なり是を以て
産業の御と云ハ村三十三ヶ村あり必俗氷
を志グといハ云々云々云々河ハ江河一片ハ氷
と云ハ人けよを造反まハ事常之是を志賀
沼といハ角館ハ二里余あり一帯にありて南ハ二十二三町
西二十五丁の池あり是を國法の池といハ古俗曰大
沼のまを月ハ池ハありまハ雲の彼岸の中曰小大沼ハ海
といハ其年中毎年志賀の藩ハ事ともるを村よ云々云々

福子一考^音事之翌日誌を以て深子深り来り尚
日修^音入^音初^音をを執^音上^音凡

由利中八

維平^音或^音患^音八^音の事ハ才^音ハ^音毫^音に^音注^音を^音小^音麻^音崎^音
大社といふ前にいつる赤上神社の事なり但
大の字を加ゆ^音ハ^音祀^音者^音の^音儀^音も^音や^音通^音函^音九^音社^音
の内大物忌月山妻社の外大社なり^音古^音俗^音
大社小社の訳を去^音く^音と^音社^音神^音造^音の^音廣^音大^音如^音
を^音皆^音大^音社^音と^音是^音来^音たり^音赤^音繼^音よ^音大^音社^音と^音書^音
く^音も^音古^音俗^音の^音詞^音ハ^音伊^音を^音り^音も^音や^音山^音毛^音丸^音田^音
未^音考^音も^音福^音ハ^音仙^音山^音の^音事^音之^音
男^音度^音崎^音^{横^音子^音能^音也^音}の内^音湊^音に^音う^音所^音あり^音松^音城^音の^音湊

幅七十間金浦女川^音海^音の^音湊^音松^音城^音一^音介^音
麻^音の^音湊^音才^音一^音は^音深^音一^音西^音南^音の^音凡^音ハ^音松^音入^音よ^音一^音
唐^音弘^音妻^音西^音三^音う^音所^音あり^音中^音山^音の^音林^音麻^音の^音海^音を^音一^音
帆^音石^音内^音帯^音石^音舞^音卷^音石^音毫^音堅^音石^音強^音石^音岩^音屋^音山^音岳^音
橋^音樞^音とい^音つ^音る^音あり^音て^音見^音所^音多^音一^音水^音ハ^音水^音崎^音と^音
て^音廣^音八^音丁^音長^音二^音十^音は^音丁^音の^音を^音な^音れ^音崎^音也^音

一雄勝郡

河^音色^音郡^音の^音南^音に^音あり^音山^音を^音以^音て^音境^音と^音ん^音俗^音仙^音
水^音とい^音ふ^音仙^音水^音の^音事^音是^音考^音才^音一^音と^音是^音も^音記^音を^音
雄^音勝^音ハ^音本^音一^音ヶ^音村^音の^音名^音なり^音

一湯沃城

為經紀康平元年の軍の事を引傳ふの条
に湯沃つゝひて^せまめめいりりありの
山をうち城てといふ雄徳の事とを古記
中におりちりと有よ一為經紀大全に見る
續日本紀十一之卷曰 聖武天皇^{四代天}
平五年十二月於雄勝村建郡居民焉之
一湯沃城
一万余石佐竹湯沃城及領之平地よりてあは
湯田なり後よ小山ありを要害の地なり
三代実録に雄徳城といふは是や秋田城

城に記載と稱すあり信是を方角を記
名とす佐竹山城及を此東と稱す<sup>け事お件
よ記也</sup>
湯沃城を此南角館及を此北角館
及を此西といふ湯沃城に湯泉寺といふ
新乾所より石二十石天台宗ありて羽子山
若王寺下なり

日本逸史十一之卷曰延暦二十一年越後
国米一万六千斛佐渡国鹽一百二十斛每
年運送出羽雄勝城為鎮兵糧^{日本紀畧}
湯沃城入にありて海にまき一秋田湊一

を忌より人るしを運送せしむ

三代実録 陽盛天皇元慶二年条曰雄勝城兼十道之大衝也国之要害在此地之
又曰雄勝平麻山本三郡不動穀給郡内及
漆河霜别助川三村云々 三村ハ秋田郡ニあり

同元慶三年六月二十六日条下曰雄勝城
司從五位下行權掾文屋真人有房正七位
上行權掾藤原朝臣有式正六位上行權大
目他戸首千與本從六位下行省豊岡宿禰
繼雄校尉六人旅師八人火長十六人列士

二百二十人鎮兵二百人兵士二百五十人

校尉旅師火長列士鎮兵ホの事ハ卷一之卷ニ注ス云々

同元慶四年四月二十五日先是出羽国言
管諸郡中山北雄勝平麻山本三郡遠公国
府近接賊地云々又曰雄勝平麻山本三郡復
調庸云々

後日本後紀承和九年桑地之事をいふ乃
而ノ擇山北幽僻石毛地とあり当方の山
北ハ意味と云へば一ハ史を拠として郡
教小加ハがらハ可なるハ云々

実録の文を考れば山北といふ二郡を
用の稱よりして根本一郡の名にあつたに
半才一しきよ記し傳述バ略之

一 神明宮

湯沢城の守護神なり社領三十石神主持
かりけ雨より少下りて岩崎村といふあり
是より館あり半社未考詰者に八幡宮
ありけ下に岩崎川とて急流なり仙臺境
より落下落合村より院内川と落合

一 下院内館

平地の館なり秋田後より郡士を至高村大
子石是館三十人少能け雨より少下りて
横堀村といふありけ雨よて院内川
と落合院内といふ所の少しをなれて小野村

といふあり山形小野出生の地なりといふ

古説とて（さ記文を見む）小野村より東に

より二十八丁の山あり南に多松沢といふ小川を

古俗是を東多海山といふ山上は沼五沼五

貝沼といふ神祠あり祀神とすひ九月九日郡

中又上より集積多し列當小野村

よあり

一愛宕社

上院内村の境なり別当志玄宗一負有
当村より二里よりて枚手向といふあり
言上彩店への色之彩店領と秋田領の境之
秋田本より毒人を至

一正一位三瀧大明神

枚手村よあり湯沢社領百石別当志玄宗
なり社地は方一里程あり小川あり坐理
矢橋と秋田領の境より高川之末より

三里よりて大沢といふ西往きの街乃より
て法巡見ゆ色乃及之

一阿良波と波控現

大沢村の中上法寺ふといふにあり古儀
摩利支天を祭るといふ古本多し社領百
石御驗持なり大沢のよ入よ法毒あり
坐理矢橋領玉床と秋田領の境之

一平鹿郡

河内郡の東雄勝郡の下にありて秋田川
の水となり和名抄よ玉府在平鹿郡乃程

に十七日下二十日日云々二代実録又十
書よ函府左出羽郡といふ事才一書に
記は和名抄の語焉なり延喜式才一書
も出羽國新羅上に十七日下二十日海
路又十二日とあり是出羽府ありの新羅
をいふ上下の日数回一りする事ハ上り
より東街なりりよふ北函と定りりや
海路又十二日とありハ和名日知を待て
日知を待りななりハ和名雅出羽函各
所の内ハ平麻とあり又和名風土記ハ平

賀鷹とあり函史を見らに当函ハ官人を
下されハ事度々なれを当郡も官人の
居館ありて名を負ハ函と見ハ一り元月
物語を見らに田川郡大山の地ハ茂藤家
代ハ田川飽海平麻の三郡を領せとあり
田川飽海を領せられハ事ハ誰も能志る
事ハ平麻郡を領せられハ事ハ未考程
追て得ハ一又天正十九年七月南郡九戸
責の以ハ和名抄の以後ハ元月の地ハ一
系傳の事ハ入部士を動てちりハ一ハ

九十九は表入のふりして唐可の地士増記
一平賀入の唐可といふ人を頼て合戦一
々に利おくりして唐可院院寺といつて
古事一隠れ居るに尋出しして大刑に就し
事あり唐可い尚郡より出さる人とをい
あの話を考れば平康郡の被拘預よりい
るおとく武藏郡の領よりいぬまの
怨を頼せんが為ら唐可を頼て大將とハ
一はるまや、續太平記十八の巻に平賀又
邦入及室賀といふ人あり尚郡を領する

一はるまは唐可いけ人の末まや一本は可を賀
は他り一もあり賀い代々の名字あり
まや

一横手城

当城より久保田を十八里全沃六の大曲花立林
言寺則和野目本街及節なり

山城あり一方又石を辛する石秋田屋敷士
戸村十十更及領之士る五十騎是性之百
人少能ふ慮の備とを秋田及江戸上下
当城の本丸は出入ある戸村及岩より二丸を
居るとを当城ハ大坂陣の時今福野野合
戦は手扱一より城なり、横手領村数二る

又う村代安七人あり秋田郡夜又袋村
沼の新田なり又男麻のうちよし
沼飯あり
城道よ流れあり山の内川といふ
蛇崎橋
として三十六の橋あり二の丸
は是を見下
に
当飯と仙臺境の山内よおや
或といふ湯平
あり当所中凡に形教二子余あり
お
もの川といふあり平麻雄勝
両郡の境なり
一説よ当城ハ佐竹成入部
以前ハ小野寺臺
に書といふ人吾位き
これ一説といふ

一沼館 横手のあり

沼館村よあり古阿部貞任
兄弟は雨よ楢
籠又その後武衛兄弟楢籠
一雨とを 在代ハ小
吾位き一
奥羽軍記曰武衛が
いふやうに
全沃の
柵といふ所ありまは是より
海よりくる所
なりといひて二人お奥
一して沼柵をまき
て
全沃へ移りぬといふハ沼館
の事なり阿部
貞任ハ安倍頼時 頼時ハ
頼良と の子に陸奥
語記
よ見へりりそ文
勲ハ秋田城の系下
に引
傳れハ雪之安倍の
頼時頼義頼臣よ
互に
半被出曰入境着任 頼義陸奥守よ
之初俄

有天下大赦賴良大喜改名称賴時同大守
之故委身歸服境內兩清一任無事任終之
年為行府務入鎮守府數十日經廻之間
賴時頌首給仕駿馬金室之類悉獻幕下
兼給士卒而歸國府之道阿久利川邊夜
有人竊相語權守藤原朝臣說貞之子光
貞元貞等野宿殺傷人馬將軍召光貞問
嫌疑入答曰賴時長男貞任以先年欲嫂
光貞妹而賤其家族不許之貞任深為耻
推之貞任所為公矢其外無他仇爰將軍怒

一八 召貞任欲罪之賴時詔其子姪曰人倫在
世皆為妻子也貞任雖愚父子之愛不能
弃忘一旦伏誅吾何忍哉不如開關不聽
耳來攻况乎吾衆亦足拒戰未以為憂縱
戰不利吾濟等死不亦可哉其左右皆公
言是也請以一丸泥封衣川關誰敢有破
者遂閉道不通將軍弥嗅大發軍兵云々
予竊よ案まらるに於付妻身海賊一々を
光貞がヤ一々を報えにより貞任を罪せんと
一 教度合戦よ及び款味方の命を失つを

とらふ思くハ 親義朝臣の一旦の怒り溺れ
あひしはりやハ ことわかに思ふもあつと
事よや又 光貞安信の家族を賤として嫁
を許さじ 亦も思ふの思くさるるや 戦
ふも不承や子を人質よ出し 例なき
よしもあつに 光貞臣民の爲に 和を以て
さば人何を是を第しん 又貞任り先祖賤
しりしを 親附父子の事を 持さるるは
あつと事

一八幡宮

沼館村にあり 天喜五年 源親義 安信貞任
討討の時 尚社へ 祈願仕あひしに 内陣に
獅子一匹 飛出 賊流を 降伏志しりし 扱と
云傳へり け 扱扱と 事ハ 親義 以前の 勅書
して 沼館に 代り 事 敬志しりし 社よや 社
家一人あり

陸奥話記曰 天喜五年十二月 国解曰 諸
国 兵糧 兵士 雖有 徵発 之名 無到來之實
當国人民 悉越 他国 不從 兵役 先移送出
羽国之處 守源朝臣 兼長 敢無 乱越 心非

蒙裁許者何遂討擊手云々於是朝家止兼
長朝臣之任以源朝臣齋頼爲出羽守
令共擊手負任云々

一波宇志別神社

延喜式神名帳に載りしは九社の内之は神
姫ハ古屋村に結魂天平宝字元丁酉年八
月本村係呂波山に結魂社領二百八十石計
山平鹿中理妻郡子崎ハ沃本村を妻表と
し中理郡龜田領羽廣村を妻口とし一回郡
矣崎領宝内村を妻口とせし之口より半五と

出是古板子て皆令學山宝平とあり是以
考れば令學山と曰辨し一て多神少産名
余ちりへ一予竊よ業はるに波宇志ハ榜
示の可多考し一て山榜示を立て境を別
しつを以て榜示別神社と稱しはるよや
和尔雅雜器類に標榜榜示也和名とあり
山上の神祠又四方にけり昔年中教ヶ
度の神事古屋村本之村本之よあはて御
祈本之より山の上の神祠と云す下祀を元日より八日と天下必家
の地祈禱あり春秋の社日又穀也物の新

禱あり喜ハ求秋ハ難き日の心もや三月三日流福馬神樂有り民留三月三日七十と稱して多々ハ七十の畧後有りとも当社ハ少彦名命由ハ当日多々を召召ゆもや又月八日此形禱後行に月八日神樂社中ハ渡神十一月六日より七日と神樂後行神を二人を人ハ古屋村ハ住を石三十石一人ハ本根沢村ハ住を石三十石大友氏下社家二三家ありを次ハ古屋流とて十人あり神事の時ハ神社ハ兼仕上小又境古人としありの又人あり

三人ハ三人持持三人ハ二人持持按き日に境古人としハ從ハ古ハ臂示をちて山頂を削るの名もやといふ事疑ふ一りハ山上神祠ハ保良波山と虫岩持持し物友又天國寺之水言貞の筆なりとをといふ形有り神ハ山号ハ古屋を名稱事神居の本名ハあはれ誕生の釋迹なる云一財ハあれを仏者の斗いよて古屋を稱一りもや但山号ハ形あり山の名を是ハ一概ハ論きべりハたそ并義中あり是處山の下に住ハ傳れハ畧之

一勝田大明神 下番まじり

八沢本村より保良波の末社とを、社名
二十石社家一人あり

一鹽湯彦神社

右社より社事伝き記より鹽湯役人多勢
といふ事ありけしを考れハ故ある社号が
まじりれ丸末考

横手の堀色蛇の渡橋より二里ちと山入
清嶽山より社名延喜式内の社なりを代
秋田版より多科二十石社家附保良波山

社より兼平け山南社境東なり藤よる精一
といふ社名ありまの下に清子洗二ツあり南
に沢あり水西より流る平麻郡の境なり水の
流まハ平麻仙北支郡の境也

一明沃嶽

古内村の東にあり九月中九日祭礼あり
多社名をいふ一説より少彦名命なりと
いふ

一劔八幡宮

当郡の西山よりあり多社之を社名ハ幡書日

けきに館社あり大森又弁といふ人居住
とこれ一社とをけき山といふ所なり
東ハ平麻郡なり南に堀内館といふあり
雄勝郡岩崎川の向なり 土人市本友といふ人居住を一社
なりといふ

一 大八幡宮

横手城下の西一里斗蛇崎川の向あり
社銀二十石

一 金花山八幡宮

大森村の所あり社銀未詳神一人

あり

一 狛位神社

金化山の北なり横手分の松板古本多
多神猿田彦命とを本座に猿田村あり別当
神験一人あり是所より三里斗下に角岩村
あり川あり角岩川といふ向より大方といふ村
あり神渡仙山郡

一 仙北郡

村数百七十二ヶ村当郡より馬蛭嶽として
あり土人冠位山と云傳へ傳へ

按さるに仙水の二字雄勝平原山本三郡
の惣号よりして往古一郡の名より何れも事
才一と書き兼あまより記之古人は略し寛
文に辛辰の年山本郡を仙北郡と改めし
在東鑑文治元年の条に出羽国山北郡と
あれを郡名より用ひし事も在代の事とハ
見へる但を年々津上秋家より字一出一
しるは松島を見りしに山本郡と記
古人寛文中山本郡を仙北郡と改稱しし事といふは誤り
されは概ありに似たり仙北郡といふ事上秋家の松島より
撰今の山本郡をいふ松山郡と記す松山は

山本よりして郡名より何れも是るにあらす
山本を郡名と志しし事西二三之山也

一角館

平地なり後小山あり一万余石依竹島山
嶺之古俗はあなといふ是なり横手より
山本山に移るに神田を多る神とあり所を
つれは川あり南約境より流れ流る西宮の
山入小生内村といふあり南約人の姓をい
往古八幡左衛門右衛門より出羽子移るは
け及筋とを違よよりして田尻村とて湯本也

史より山のふ中に田村丸跡居ありとて
此衆あり或いはる場ありといふ所あり
二里程西北にちんとう寺あり山中之足
三十一人足置れふ急の備とを

一 金沢古場

金沢ハ村名なり 赤坂あり 奥羽軍記は金沢の
場とありいそ之又厨川の場といふ厨川と
いふ川南西の西を流る小川の事とを去
人貞任の居場なりと云傳へり 義経記に
金沢の場を
もおとされて白き山よかりて け人厨川を假名と
衣川の場といふあり

志これに当場のまじり事疑なり天喜録二
し巻よ出羽に厨川の柵よして貞任宗任
を撃手平と云く五代一説よハ南羽とを
厨川の場といふ被地の事ハ未考太平記
評判の傳曰は金沢多海とあり貞任滅後
武衛足利又当場よあり。太平記評判曰
往古親義奥よて宗任を責りに希ふにを
江由任人日玉九尋る物具侍りをあて出
立れしに人足を感じ親義見あひて以の外
よ事交換ししり後よ何れ宗任日玉を

事よて退^り又翌日使を以て云そ物具忘^りふ
事有り汝持^ちるが必^しこん^んあ^く賣^べー但味
方の陣へ賣^べり^ん縁を求めて款の方へ
賣れとあり^りれ^れを^得て^承り^ぬと^申を^後日
の軍に又此物具同^もし^て備^りを^耀
せり^物具^人を^以て^先日^の物^具なり^や忘^り
し^と宣^ふ日^並若^智の^欲之^と申^を物^具忘^り
あり^款へ^賣べ^ー完^賢若^智あ^らず^と宣^ひし^一
次の軍に思^は皮^威の^程甲^の古^さを^忘り^せり
物^具最^為此^色能^物具^{なり}と^宣ひ^し一^後よ

を^所以^を回^つば^物具^に亡^程の^形ソ^れも^に
ハ^何も^んに^謂物^具小^英を^忘り^て宝^物を
賣^ひ西^の費^{なり}あ^らず^と宣^ふ是^を賣^べし^事に
思^ひて^皆是^を忘^りん^宝ハ^天あり^も降^り
を^忘り^地より^も漏^りぎ^りあり^て毎^年に
出生^{する}の^之物^を入^りに^考秘^藏を^好こ^て
宝^物を^忘り^ん宣^ふ若^智あ^らず^と宣^ふと^宣ふ^んや^貪
し^て何^も能^事亦^の一^人も^持助^をん^や是
之^の中^の盜^人なり^そを^忘り^ん宣^ふと^宣ふ^し
徳^人皆^感信^をと^り後^をい^海志^め終^ふ

少半強を事なすは或や人の命を保つに能
しぬしめなれば記を傳ふ

同十六し是曰源頼義貞任を退治しあひ
し子福の者た城よりありたりし源義をん
と謂しを軍の法なれをとしてそは城を圍
て降参の事調りれハ旗の下して甲を脱キ
たりと云く

同二十六し是曰古奥州の貞任は十八の城
を據しを頼義を攻し事已し九年矣
は同十八の城を一く攻落さば九年ハ送り

おんとあり

同六十九し是曰古頼義父子奥州より貞任
と戦りて互に威を振て對陣又九年
義城に年始ハ貞任あり方此云々して頼義
の勢少し者平場より戦んと云しを子息
義家朝臣只夜討しおんと宣ひしを頼義
只業し一夜の内に味方の陣より古岳を
切て前に堀をありして同十三年に一の口を據
討手を出し至騎を捕て次の日合戦し
是様を敵陣をく奪して矢を射しむ貞

任敵の様を志しに我大勢を起て備を堅
しと勢が陣は押然しに陣は古岳あり
前に堀あり強弓を古岳矢を發するにあ
矢拂之としてふふと強弓の云を出して然
しむらに貞任大勢よて死てり(きは味方ハ
古岳の月よ引籠り強弓よて是を射さし
めあふ敵よ強小貞任亦負て陣を破る是
西の境を引退きまより勢の勢雲の如
に集りて強よ貞任を亡しあひきとあり
尚郡並沃村よ弟薙利を患つといふ百姓有

持る三子石の内松平一幸常光とて三百石
永代より至親義朝臣貞任討伐しあふ時
利を患つ先祖源くくも弟系をちぎ松平敵
陣へ仕寄の及を起し福利を得あふ後親義
父子利を患つが先祖の辛勞を感きこれ
天幸(奏)辛勞を究行り建別姓を弟
薙と給しと云傳へり

五代一説曰康平五年九月六日源親義衣
川の関を衣川の関ハ 據破る貞任も海の柵
りら十一日海を攻と云く同十七日厨川

の城を出て拒き戦ふ言え禮を以て貞任
を裏倒し楯よのきとて親親のあに取を
長六天孫孫の大サ七三人にすの大男おも
よ二人して是を昇出しつり貞任終り
記を年三十に永承六年より康平又年延
十二年の留合戦と云く宗任ハ膚となりし
とを古今著叢集に宗任後より親親の家
人とかりしが親親の氏威にあられて父兄
の仇を復すの公なりりと見入つりと
あり

陸奥信記曰康平六年二月廿六日左孫義
家為從又位下出羽守云々

奥州後三年記曰奥州軍統の目よ
後三年記とらふ者武衡沼の柵

を去て、尚城へ移りし事ありそ又云沼
の柵の下に沼を又曰武衡あやしけのけ

をのまの似をして逃んとて出来しと次任

縣正希是を見えて赤殺してそ首を切てお軍

のあに持あけりとそを命の文義ハ田川郡

田川館の条下に引傳れハ略之案をさる

尚城貞任滅後清原武則領しを孫武衡よ

事りりりりや **奥陸** 活記曰説出羽山北倭
 因清原真人光頼舎て武則等令与力官
 軍光頼等猶豫未使將軍常贈以奇珍光
 頼武則等漸以許諾又曰頼義朝臣頻求
 兵於光頼并舎て武則等於是武則以同
 年秋七月率子弟万余人兵越來於陸奥
 国云々又後之年記序に貞和三年法平
 府為軍法系武則り孫恙河を率て貞り子
 高衛り富有的妻とふかの事記より記りて
 一族なりりり弟從とるなりり秀武同書下
出羽函の

任人吉茂秀武といふ若毛
 其別々其方のをいむことを

し〜その余殃廣きに及びて終に武衛郡衛
 をせめ〜れ〜と云く按てに武則安軍に
 と力りり功によりて轉て府の將軍に任
 せられ全沃の地をありり武衛郡衛より
 たりりや

一八 懐官

全沃村あり新義朝臣并八懐方并安
 信兄弟を妻ありり時勅後りあふ社とを
 社領三十石社家一人あり権子并並政の禮

古刀小細りてあり社地は甲石幸櫃石搦と
いふあり隣西と一あふ甲を幸櫃を至
こゝのぬのぬおと一

一 宿坊大明神

六白村 新敷あり にあり六白玄庫頭及苗西
は居屋一あり式門惣昌の爲小初後を
られ一社と云七月廿七日祭礼あり中庄及
より代系を考ハさる 苗西六白を記て名とせりハ上
源井下源井天祐寺と云所西
根高根付六白
を改なり

一 熊野神社

同村よりあり社領三十石社名一人也

一 神宮寺八幡宮

神宮寺村よりあり社傳曰同村麻呂建立也
神宮持なり 兼後氏 六月十五日祭礼あり別
當一負所 花蔭院 苗西も安信兄弟村梅城
構へて幾一雨なり苗西の隣村よ本橋村
といふ所あり 定 又負任が館を構一雨之と
云傳一 より 神宮寺村より一里程上は荒川
とて急流あり船渡なり苗西院よりなる
川向は神宮寺嶽として負任亦陣を至る

記あり、

一 刈和野館

古来の館と未考尚附依行及家士を乞ひ
家貞といはる侍五人
足煙五十人乞ふ 橋より下は河を遡り
あり北の方に境村といふありけし
神社といふあり村の内に橋あり橋の上は
仙山郡なり橋より下は河を遡り
境村といふ

一 駒嶽

未考尚附依行及家士を乞ひ
以神をあらうこと
きり半は史より

石の社あり天狗といふ
省とを

一 山本郡

秋田郡の東北にあり三代
の桑下に山本郡とあり
も見へり
見か
を
中郡といふ

一 能代

或淳代とも又那代た書り

後日本紀に宝龜二年五月渤海國使若

苗而の湊よ急るるありキミシキ

社_ノの_浦の_系下に_記し_傳れ_ハ家_ノノ_畧久保田は次り

大邑よりして記さるり右塔あり新加坡に

ハ淳代とあり思荷り記し之を又日記

淳代郡大領沙尼具那小乙下少領宇婆

左建武勇健者二人位一階別賜沙尼具

那等鞘旗二十頭鼓二面弓矢二具鎧二

領云々下畧又詔淳代郡大領沙奈具那檢

覆蝦夷戸口與虜戸口云々

正信安形は換移を他りものを記して志やを

くおとしふ又志やををつらたし志やを

らなはさなくおの略記しして大領沙奈

具那の形を踏ひしを記して云出し

祠みやぢよあくとしふ人もありぢよあ

くおとし志やなくおの略記し

三代実録元慶二年に月古八日系下り

此代嘗とあり全文前に引傳れを略し上

古ハ一郡の名として西号未定以その名なり

今ハ一之西の名とされり久保田より十六里

南負之るる新加坡秋田後志士大妻以乃

内より二十日平家申百人所ま行一人従日
付二人足怪る子十人指動れあ意の儘とき
当所より五里程下に岩館といふ所あり出
羽陸奥の境ありて両方より役人を至り陸
奥の方此後西に大岩城といふ所あり

一大館

平地なり比内江の西之古代のこ一万余石
佐竹軍刀及銀之古伝此北版と稱せりは
是なりけ西に出羽と陸奥との境を津怪
よ屬せり村を矢立碓といふ

一十二所

一万余石田版家士白川を橋及銀之足怪百
二十人此所を意の儘ときけ西より菊部

境石鏡場下七里

一橋ふ館大館を十二里ツル方長坂十五文鏡子船一里

古代の館を姓名未考史記郡の下に記し
傳り来次氏より小女川へ巻かされり書
面より橋ふとあり是なり一万余石当所
佐竹版家士多突岩が監及銀之湊は橋ふ
まて十二里あり能代へは五一今民

流布するの橋山といふ所ハけり出づる
田楽の事組と云ふ
乃等なる居館の向橋山と水といふ
あり佐古の記との記とや今小堀

一副川神社

祇名牝九祇の内なり浦大町村分五十日村
岳山に此橋山三代之実録貞親系下に出
羽利神社從五位下之宮記書曰利者副川
誤乎或人曰祭神四座中素盞鳴尊左稻
田姫右奥津彦奥津姫命云々予按きるに
延喜祇名牝山本郡一戸とあれを以て
一十日後の祝祭いおさよハありん後年よ至

古人私に合死一ノヨリや鹽湯彦神社と
日附よ祭科三十石也附波呂波山神
之為事

一安隆寺

三代実録十八之卷貞親十二年十二月八
日出羽國山本郡安隆寺預之定額云々
の事云々
定額云々
左下山号古記亦の事未考追て得

山形県立図書館



1-0324414-0